

写

令和4年7月15日

平川市長 長尾 忠行 様

平川市特別職報酬等審議会

会長 岩渕 河治郎

市長、副市長、教育長の給料の額及び議員報酬の額  
並びに改定する場合の改定時期について（答申）

令和4年5月26日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり  
答申します。

記

- 1 市長、副市長、教育長の給料の額における審議会の意見  
次のとおり現行の額に据え置くことが適当である。

市長 月額850,000円

副市長 月額680,000円

教育長 月額600,000円

- 2 議員報酬の額における審議会の意見  
次のとおり現行の額に据え置くことが適当である。

議長 月額420,000円

副議長 月額380,000円

議員 月額360,000円

審議の概要については、別紙のとおりです。

当審議会は、平川市特別職報酬等審議会条例の規定に基づき、令和4年5月26日に設置され、市長から次の事項について諮問を受けました。

- 1 市長、副市長、教育長の給料の額
- 2 議員報酬の額
- 3 給料の額及び報酬の額を改定する場合の改定時期

諮問を受けて当審議会において審議した結果、市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額については、次の理由により現行どおり据え置くことが適当であると決定しました。

- 1 県内他市や人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の月額と比較すると、ほぼ平均に近い金額となっていること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることや、今年3月以降の物価高も懸念されていることから、依然として市民生活は厳しい状況にあること。

なお、市の財政状況や総額に対する人件費の割合も詳細に示すことに加え、特別職の職責や公務の状況を市民により多く伝える努力をすることで、特別職の報酬額等に対する納得性がより高まるのではという意見もあったことから、今後も定期的に審議会を開催することが望ましい旨を申し添えます。